

安定ヨウ素剤の備蓄状況

【一時集結所等（米子市内）】

	名 称	所 在 地	電話番号	安定ヨウ素剤の備蓄	
				一時集結所分 (住民用)	学 校 管理分
1	大篠津小学校	米子市大篠津町 190	0859-28-6123	○	○
2	大篠津公民館	米子市大篠津町 1619-1	0859-28-8001	○	
3	美保中学校	米子市大篠津町 3657-1	0859-28-6122	○	○
4	崎津公民館	米子市大崎 1466-4	0859-28-8242	○	
5	崎津小学校	米子市大崎 3244	0859-28-6162	○	○
6	和田小学校	米子市和田町 3271	0859-28-6854	○	○
7	和田公民館	米子市和田町 1829-1	0859-28-8396	○	
8	富益公民館	米子市富益町 788	0859-28-8081	○	
9	弓ヶ浜中学校	米子市富益町 2070	0859-28-8394	○	○
10	彦名公民館	米子市彦名町 2850-2	0859-29-0536	○	
11	彦名小学校	米子市彦名町 4500-2	0859-29-2452	○	○
12	弓ヶ浜小学校	米子市富益町 1194	0859-29-2451	○	○
13	夜見公民館	米子市夜見町 1679-11	0859-29-0738	○	
14	河崎小学校	米子市河崎 2677	0859-29-8951	○	○
15	河崎公民館	米子市河崎 2620	0859-29-9866	○	
16	加茂中学校	米子市両三柳 3883	0859-29-4333	○	
17	加茂小学校	米子市両三柳 4610	0859-29-2453	○	
18	加茂公民館	米子市両三柳 3305	0859-29-5313	○	
19	住吉公民館	米子市旗ヶ崎 7丁目 17-30	0859-29-5310	○	
20	住吉小学校	米子市旗ヶ崎 5丁目 17-1	0859-29-3124	○	
21	後藤ヶ丘中学校	米子市上後藤 1丁目 1番 1号	0859-34-3247	○	
	米子市福祉保健総合センター「ふれあいの里」	米子市錦町 1丁目 139 - 3	0859-23-5450	○	
計	21か所 (+米子市福祉保健部 ふれあいの里)			21か所+1	8か所

【一時集結所等（境港市内）】

	名 称	所 在 地	電話番号	安定ヨウ素剤の備蓄	
				一時集結所分 (住民用)	学 校 管理分
1	外江小学校	境港市外江町 2105	0859-42-3235	○	○
2	外江公民館	境港市外江町 2062-1	0859-42-3204	○	
3	渡小学校	境港市渡町 901	0859-45-0354	○	○
4	渡公民館	境港市渡町 1356-1	0859-45-0903	○	
5	第三中学校	境港市外江町 1372	0859-42-6663	○	○
6	境小学校	境港市湊町 27	0859-42-3701	○	○
7	境公民館	境港市湊町 1	0859-44-0440	○	
8	第一中学校	境港市上道町 1840	0859-42-3711	○	○
9	上道小学校	境港市上道町 3026	0859-42-2574	○	○
10	境高等学校	境港市上道町 3030	0859-44-0441	○	○

【一時集結所等（境港市内）つづき】

	名 称	所 在 地	電話番号	安定ヨウ素剤の備蓄	
				一時集結所分 (住民用)	学 校 管理分
11	上道公民館	境港市上道町 3186	0859-44-2183	○	
12	市民体育館	境港市中野町 1900	0859-42-6770	○	
13	第二市民体育館	境港市中野町 2035		市民体育館に備蓄	
14	余子小学校	境港市竹内町 3117	0859-45-0804	○	○
15	余子公民館	境港市竹内町 393-2	0859-45-0728	○	
16	境港総合技術高等学校	境港市竹内町 925	0859-45-0441	○	○
17	第二中学校	境港市竹内町 2438	0859-45-0911	○	○
18	誠道小学校	境港市誠道町 2062	0859-45-6361	○	○
19	誠道公民館	境港市誠道町 220-3	0859-45-5392	○	
20	中浜小学校	境港市麦垣町 432	0859-45-0711	○	○
21	中浜公民館	境港市財ノ木町 668	0859-45-0207	○	
22	幸神体育館	境港市小篠津町 19		市役所に備蓄	
23	竜ヶ山公園	境港市三軒屋町 4043-5		市役所に備蓄	
	境港市役所	境港市上道町 3000	0859-47-1070	○	
計	23か所 (+市役所)			20か所+1	12か所

「※1」は、市民体育館に備蓄。「※2」は、市役所に備蓄。

注1： 「一時集結所分（住民用）」は、地域住民の服用に供するための備蓄。

管理は基本的に、一時集結所の設置者（市）が行う。地域住民の全人口の2～3日分を備蓄。

注2： 「学校管理分」は、一時集結所となっており、かつUPZ圏内（原発から30キロ圏内）に所在する学校について、児童生徒等の用に供する安定ヨウ素剤を、住民用に上乗せして備蓄するもの。

管理は学校で行う。早期避難を優先し1日分を備蓄。（不足した場合、一時集結所分も使用可能）

なお、境港市内の学校は、すべて「学校管理分」の備蓄対象である。

参考： UPZ圏内に所在する学校のうち「国・私立学校」については、住民の一時集結所には指定されていない。「学校管理分」のみを備蓄している。

該当： 国立米子工業高等専門学校（寮を含む）、私立米子北斗中学校・米子北斗高等学校。

【特定施設の利用者用、乳幼児、その他】

1 福祉入所施設

UPZ圏内の15法人97施設に、入所者・職員分として3日分を備蓄。

2 乳幼児

乳幼児用に調剤するための粉末剤を圏域の調剤薬局14局に3日以上を備蓄。（一時集結所等で配布）

3 病院

UPZ圏内の被ばく医療機関。（丸剤及び粉末剤）

4 UPZ外

服用せず避難された方で、服用が必要と判断される方に、避難退域時検査会場等で配布するため、県立病院及び保健所等に圏域住民の1日分程度を備蓄。（丸剤及び粉末剤）

取扱注意

資料5

島根地域の緊急時対応 (素案) 【第6回作業部会協議用案】

島根地域原子力防災協議会作業部会
内閣府政策統括官 (原子力防災担当)

1. 原子力災害対策重点区域	P. 2
2. 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方	P. 10
3. 関係機関相互の情報伝達体制	P. 13
4. 原子力災害対策体制	P. 18
5. 住民等への情報伝達体制	P. 28
6. 区域別・対象者別の防護措置等	P. 32
7. P A Z内の防護措置等	P. 34
8. U P Z内の防護措置等	P. 52
9. 緊急時モニタリング	P. 66
10. 避難退域時検査及び簡易除染	P. 70
11. 安定ヨウ素剤	P. 74
12. 原子力災害医療	P. 78
13. 放射線防護資機材、物資、燃料等の備蓄・供給	P. 81
14. 国の実働組織の支援体制	P. 90

(注1) 本資料の地図は、(C)2014ZENRIN(Z05E-第175号)を用いている。

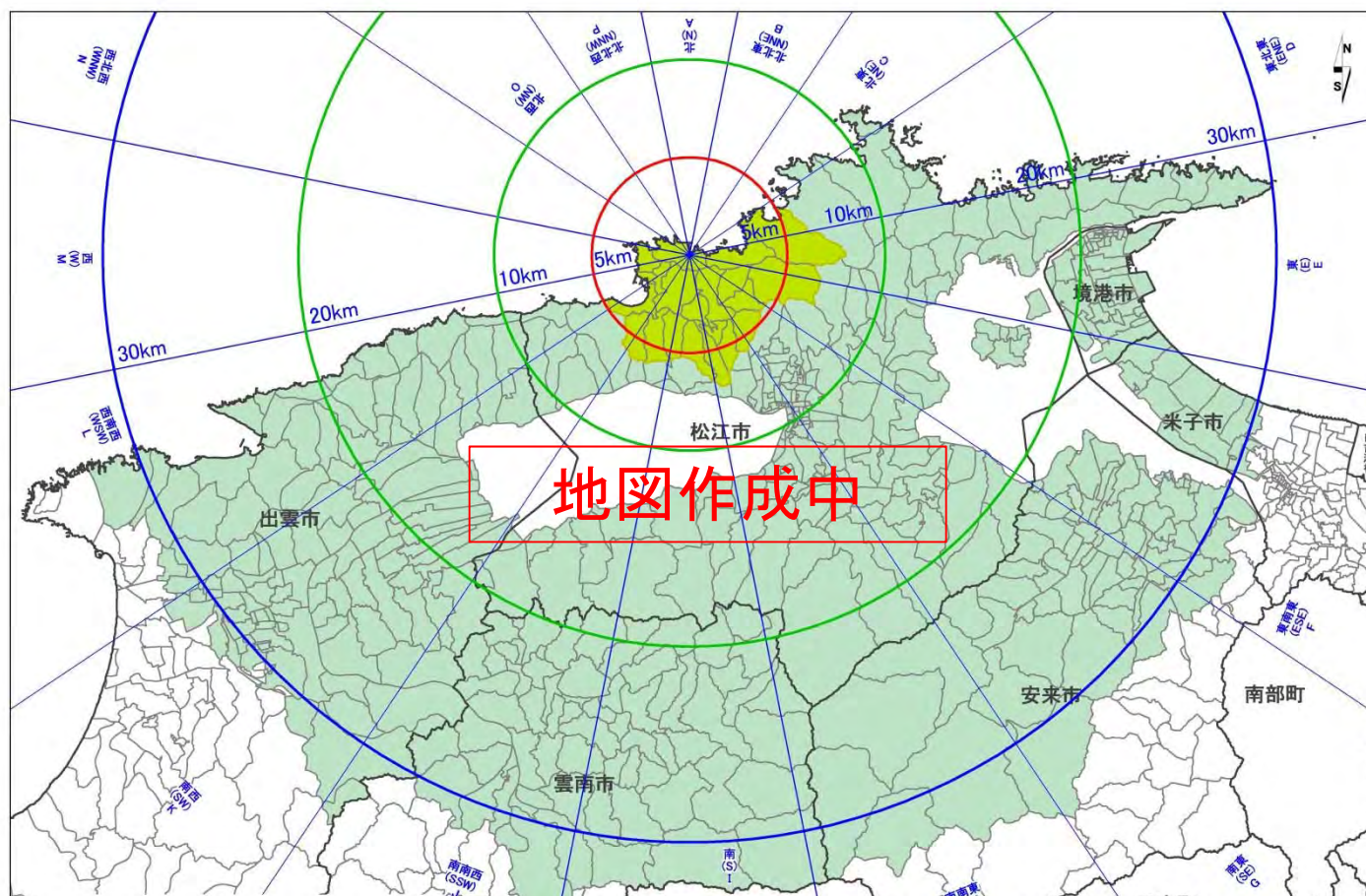
1. 原子力災害対策重点区域

<対応のポイント>

原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針においては、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点域」という。）とされている。

島根地域における原子力災害対策重点区域

- ▶ 原子力災害対策指針では、原子力災害対策重点区域として、原子力施設から概ね半径5kmを目安としたPAZと、原子力施設から概ね半径30kmを目安としてUPZを定め、重点的に原子力災害に特有な対策を実施
- ▶ 島根地域のPAZ、UPZは島根県地域防災計画及び鳥取県地域防災計画で対象となる地域が定められており、PAZは松江市、UPZは島根県では松江市、出雲市、安来市、雲南市が、鳥取県では米子市、境港市の地域が指定



<5km圏内>
PAZ
(予防的防護措置を準備する区域：Precautionary Action Zone)
急速に進展する事故を想定し、事故が発生したら直ちに避難等を実施する区域

<5～30km圏内>
UPZ
(緊急時防護措置を準備する区域：Urgent Protective Action Planning Zone)
事故が拡大する可能性を踏まえ、避難や屋内退避等を準備する区域

PAZ：松江市の黄色部分。

UPZ：（島根県）松江市のPAZを除く全区域、出雲市、安来市及び雲南市の緑色部分、（鳥取県）境港市の全区域、米子市の緑色部分

PAZ、UPZの概況 ①

- PAZ内の人口は、10,662人、世帯数は、4,235世帯
- UPZ内の人口は、457,875人、世帯数は、179,669世帯
- PAZ、UPZあわせて、人口は、468,537人、世帯数は、183,904世帯

項目	PAZ	UPZ									総計
	島根県	島根県					鳥取県			合計	
	松江市	松江市	出雲市	安来市	雲南市	計	米子市	境港市	計		
人口	10,662	195,091	121,355	35,467	32,678	384,591	37,897	35,387	73,284	457,875	468,537
うち3歳未満	195	5,148	3,375	729	678	9,930					
うち3歳以上	10,467	189,943	117,980	34,738	32,000	374,661					
世帯数	4,235	82,417	42,897	12,341	10,790	148,445	16,043	15,181	31,224	179,669	183,904
宿泊施設数	6	103	73	11	11	198	1	15	16	214	220
宿泊可能数	151	12,183	4,086	392	330	16,991	24	675	699	17,690	17,841
観光客数※	8,386,621	8,692,786	1,371,098	950,346			1,536	4,673	6,209	6,209	8,392,830
外国人数※	1,125	2,142	140	211			1,142	421	1,563	1,563	2,688
事業所数	365										

※の数字は各市全区域の計数

既存の両県地域防災計画(附属資料、付録)等の数字を仮置き。今後最新の数字を調査予定。

平成27年 月現在

P

PAZ、UPZの概況 ②

- PAZ内には、教育施設・保育施設が14施設あり、1,923人の児童・生徒等が在籍
- UPZ内には、教育施設・保育施設が406施設あり、75,385人の児童・生徒等が在籍
- PAZ、UPZあわせて、教育施設・保育施設が420施設あり、77,308人の児童・生徒等が在籍

項目	PAZ	UPZ								合計	総計
	島根県	島根県					鳥取県				
	松江市	松江市	出雲市	安来市	雲南市	計	米子市	境港市	計		
保育施設数	3	77	40	15	9	141	8	10	18	159	162
保育施設園児数	191	4,296	4,488	1,040	939	10,763	606	997	1,603	12,366	12,557
幼稚園数	4	27	20	6	10	63	3	2	5	68	72
幼稚園園児数	86	1,593	1,129	162	266	3,150	422	238	660	3,810	3,896
小学校数	4	32	26	12	12	82	6	7	13	95	99
小学校児童数	378	10,760	6,541	1,833	1,666	20,800	1,305	1,751	3,056	23,856	24,234
中学校数	1	19	10	4	5	38	3	3	6	44	45
中学校生徒数	162	5,894	3,658	978	993	11,523	790	989	1,779	13,302	13,464
高校数	0	14	5	2	2	23	1	2	3	26	26
高校生徒数	0	7,876	2,876	687	838	12,277	149	1,142	1,291	13,568	13,568
その他学校数	2	2	8	2	1	13	1	0	1	14	16
その他学校学生数	1,106	5,508	1,660	250	2	7,420	1,063	0	1,063	8,483	9,589
施設数計	14	171	109	41	39	360	22	24	46	406	420
学生等計	1,923	35,927	20,352	4,950	4,704	65,933	4,335	5,117	9,452	75,385	77,308

既存の両県地域防災計画(附属資料、付録)等の数字を仮置き。今後最新の数字を調査予定。

平成27年 月現在

PAZ、UPZの概況 ③

- PAZ内には、入所社会福祉施設が13施設、病院が1施設あり、それぞれ入所定員は、377人、病床数は180病床
- UPZ内には、社会福祉施設が329施設、病院が31施設あり、それぞれ入所定員は、9,538人、病床数は7,487病床
- PAZ、UPZ併せて、社会福祉施設が342施設、病院が32施設あり、それぞれ入所定員は、9,960人、病床数は7,667病床

項目	PAZ	UPZ								合計	総計
	島根県	島根県					鳥取県				
	松江市	松江市	出雲市	安来市	雲南市	計	米子市	境港市	計		
社会福祉施設数（入所）	13	151	73	20	22	266	38	25	63	329	342
社会福祉施設（入所）定員	377	4,435	2,094	803	621	7,953	844	786	1,630	9,583	9,960
社会福祉施設数（通所）	13	163	101	26	30	320	33	19	52	372	385
社会福祉施設（通所）定員	381	3,219	1,964	655	658	6,496	916	461	1,377	7,873	8,254
病院数	1	11	11	4	3	29	0	2	2	31	32
病院病床数	180	3,227	2,774	717	496	7,214	0	273	273	7,487	7,667
診療所数（有床）	0	15	11	3	0	29	2	3	5	34	34
診療所病床数	0	140	113	40	0	293	38	22	60	353	353
在宅要支援者数	390	7,372	3,525	2,527	559	13,983					

既存の両県地域防災計画(附属資料、付録)等の数字を仮置き。今後最新の数字を調査予定。

P

原子力災害対策重点区域内の教育施設等の配置状況を地図に記載。

○	保育施設	黄	162
	幼稚園	橙	72
	小学校	青	99
	中学校	緑	45
	高等学校	茶	26
	特別支援学校	赤	6
	高専・大学等	黒	10

地図作成中

原子力災害対策重点区域内の医療機関の配置状況を地図に記載。

△ 病院	赤	32
診療所（有床）	青	34

地図作成中

原子力災害対策重点区域内の福祉施設の配置状況を地図に記載。

□ 入所高齢者施設	黄	213
入所障害児・者施設	青	114
通所高齢者施設	黄（中白）	270
通所障害児・者施設	青（中白）	114

地図作成中

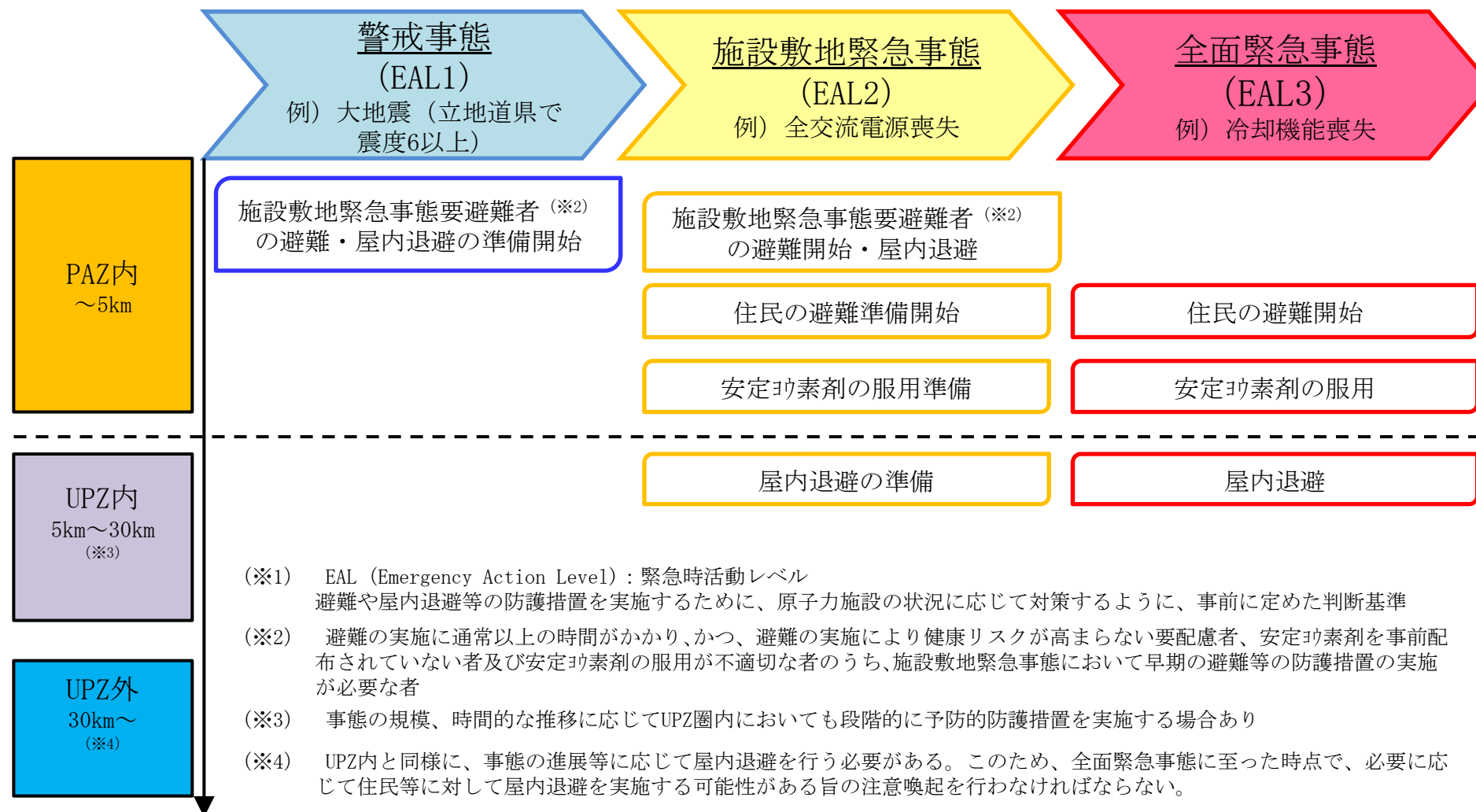
2. 緊急事態の初期対応段階における 防護措置の考え方

<対応のポイント>

原子力災害対策指針では、原子力災害時の緊急事態の初期対応段階においては、施設の状況に応じて緊急事態の区分を決定し予防的防護措置を実行するとともに、観測可能な指標に基づき緊急時防護措置を迅速に実行できるような意思決定の枠組みを構築することとされている。

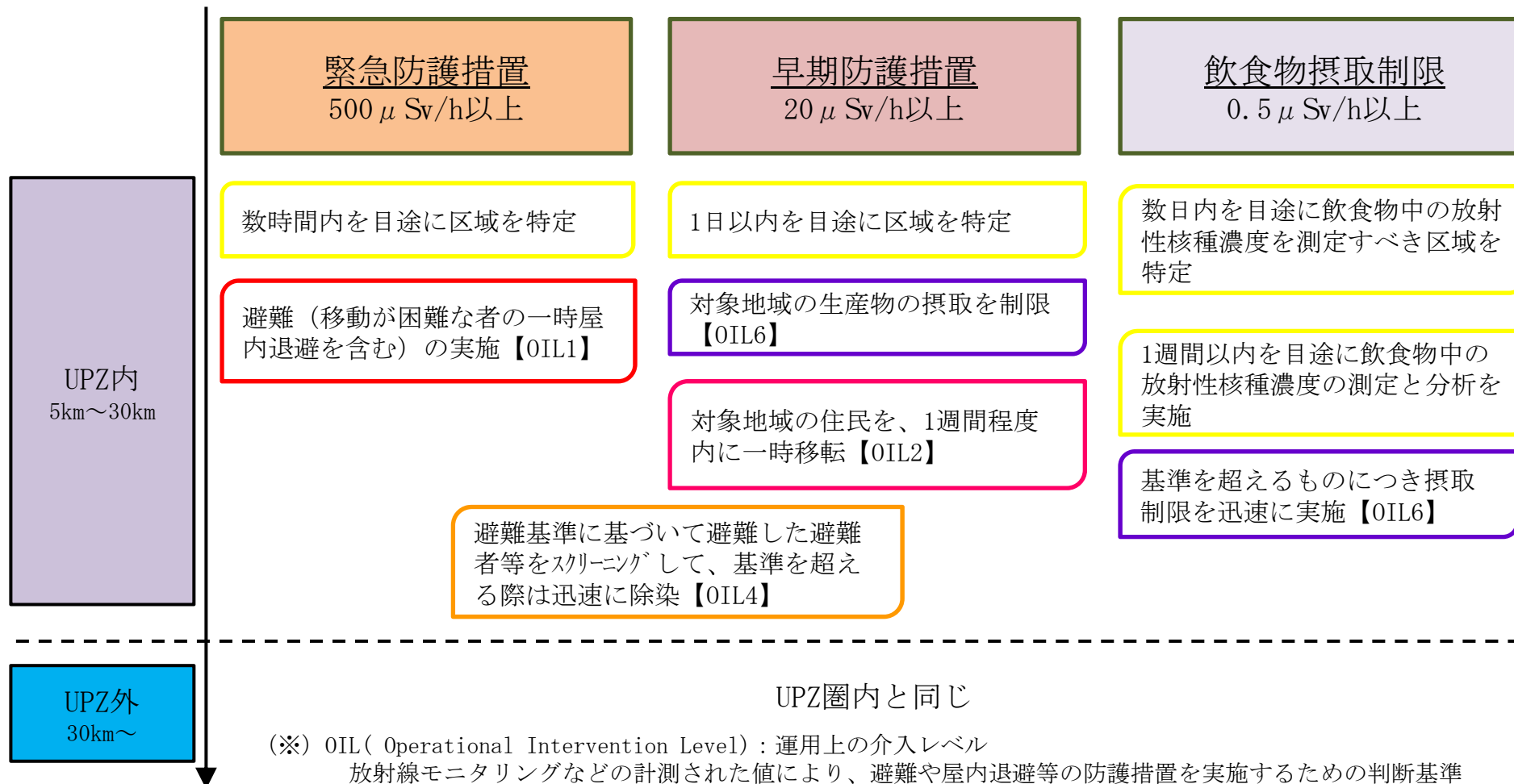
緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

- 緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要
- 原子力災害対策指針では、原子力施設の状況に応じて緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の3つに区分



運用上の介入レベル (O I L)

- 放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性があるため、緊急時モニタリングを迅速に行い、O I Lに照らして一時移転等の早期防護措置や除染、飲食物摂取制限などの必要な防護措置を実施



3. 関係機関相互の情報伝達体制

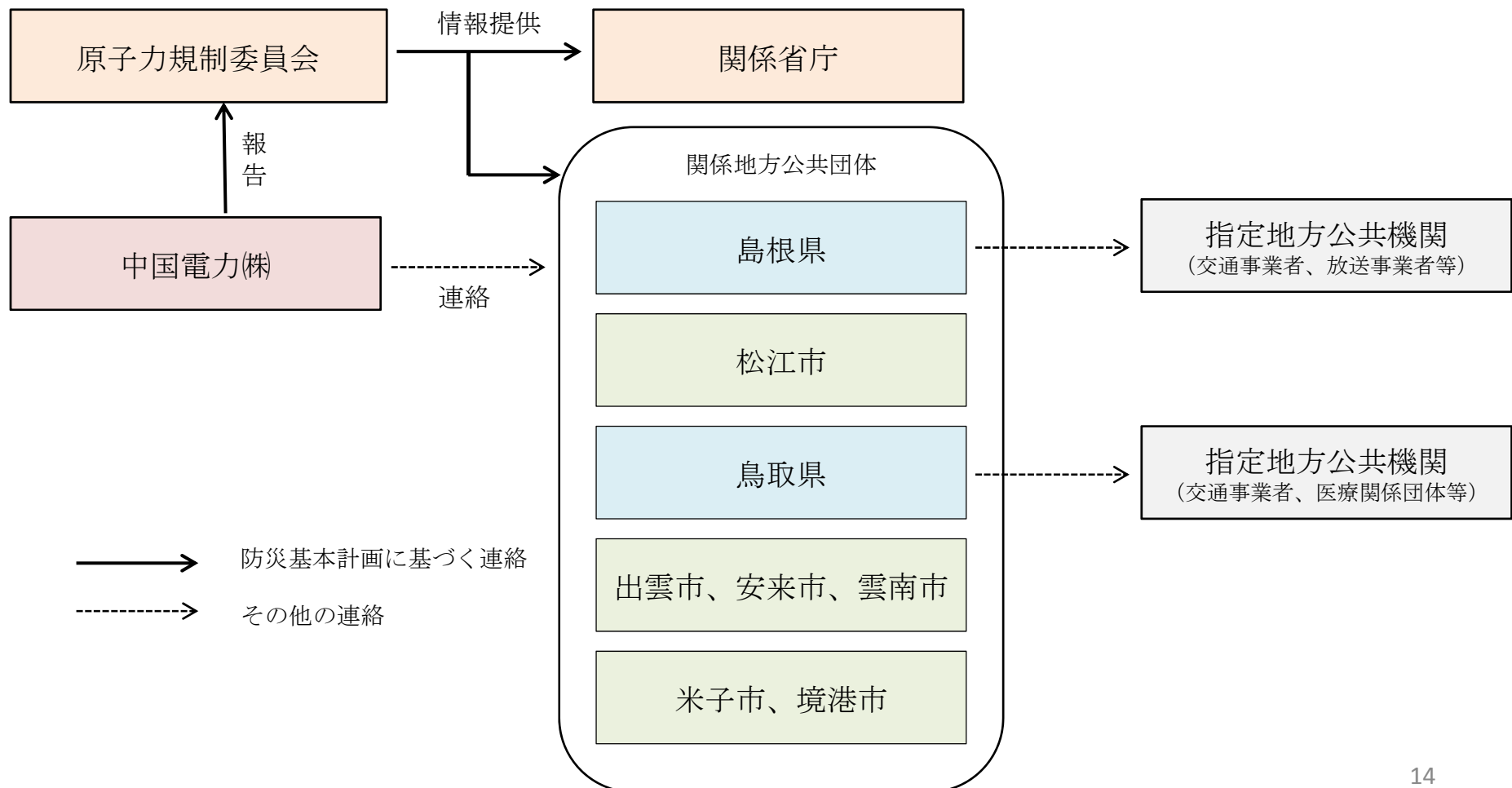
<対応のポイント>

原子力災害が被災地の地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、国、2県6市及び中国電力㈱等は、連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート の多重化及び情報収集・連絡体制の明確化など体制の確立を図っている。

緊急時において、住民等の行動に関する指示や異常事態に関する情報が迅速にかつ分かりやすくそして正確に伝達される体制を構築している。

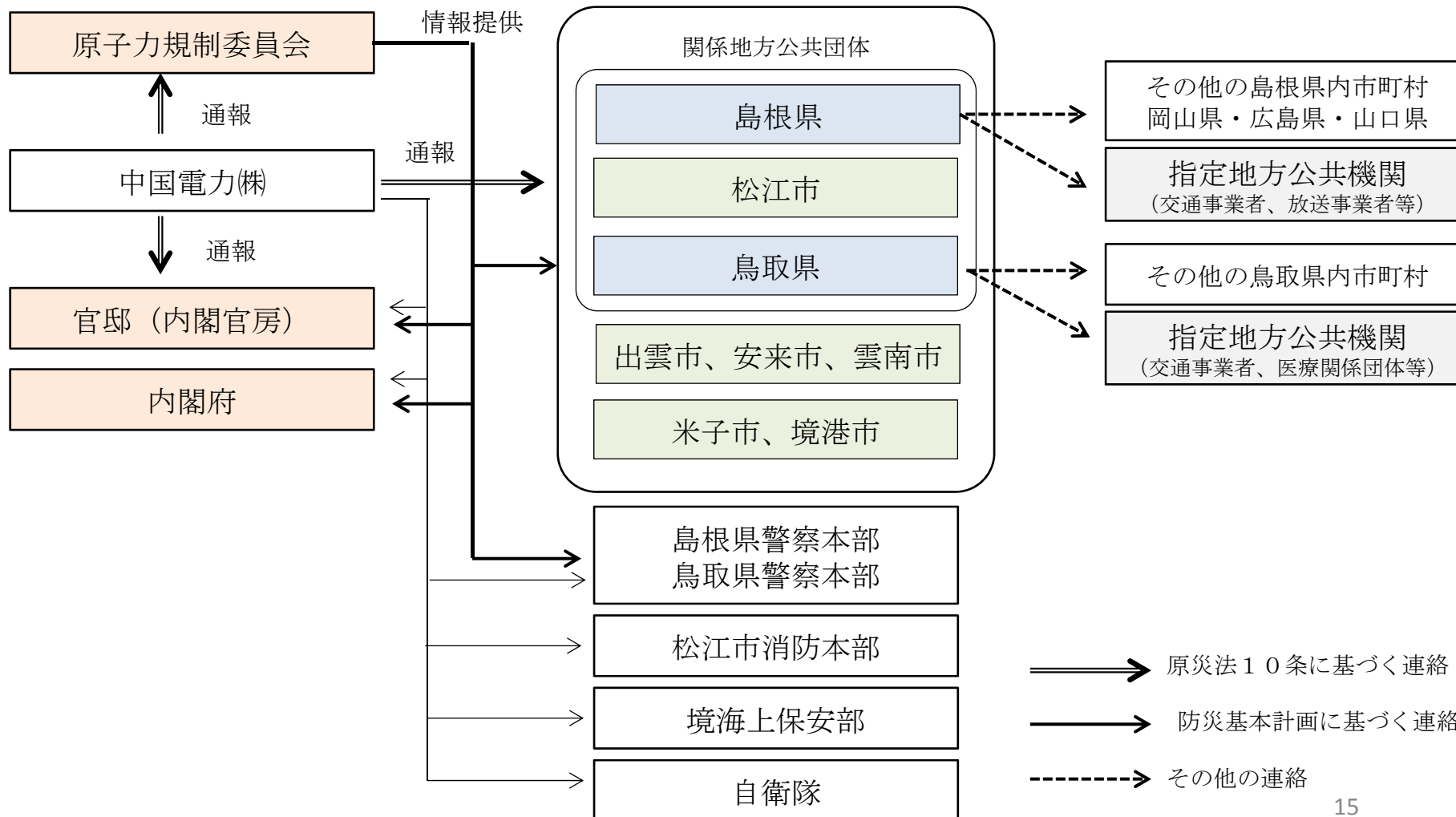
警戒事態時の連絡体制

- 中国電力(株)は、警戒事態に該当する事象の発生及び施設の状況について原子力規制委員会に連絡するとともに、協定に基づき島根県及び松江市に、原子力事業者防災業務計画に基づき他の関係地方公共団体に対して連絡
- 原子力規制委員会は、中国電力(株)の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、2県6市に対して情報提供



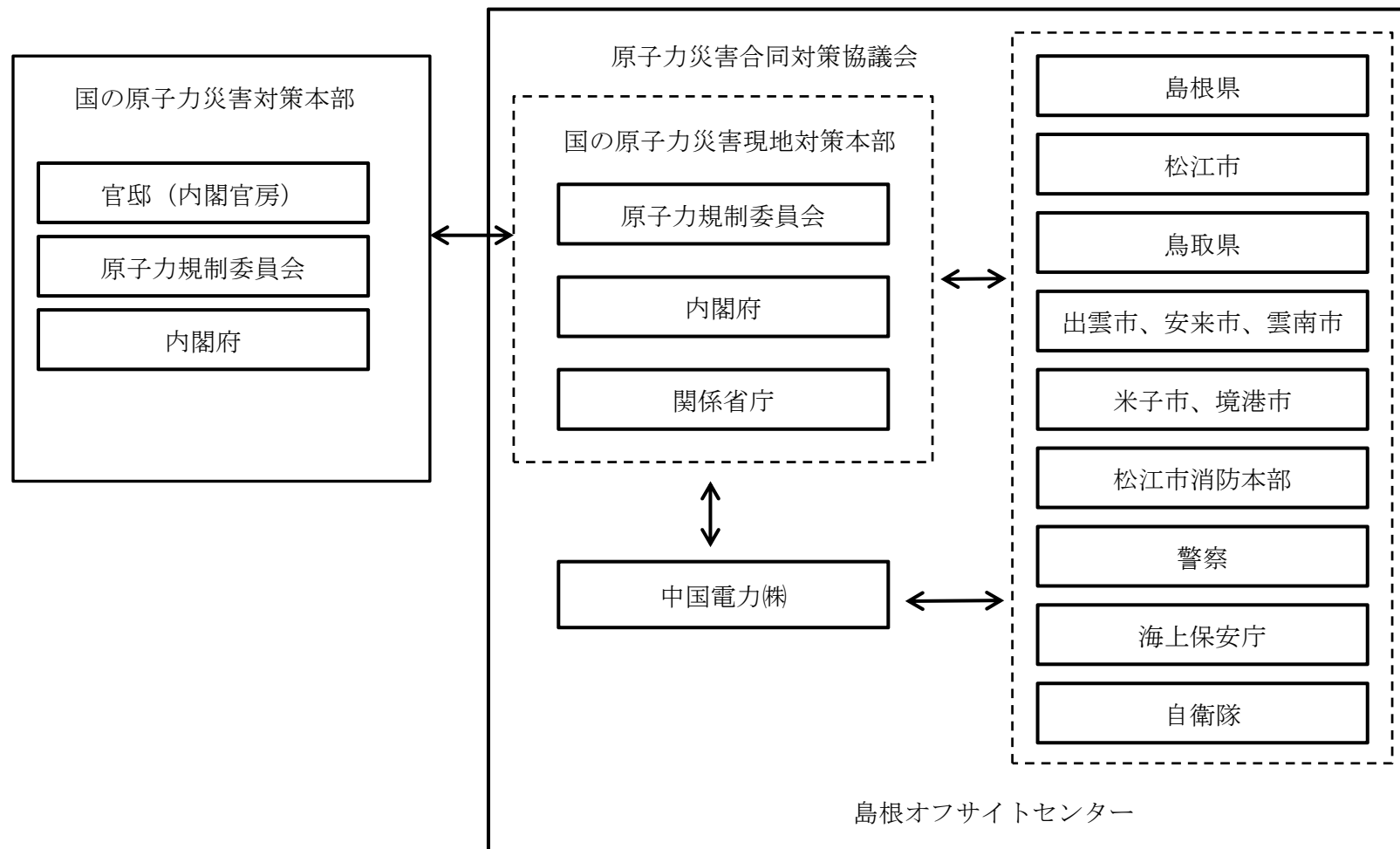
施設敷地緊急事態時の連絡体制

- 中国電力(株)は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について原子力規制委員会及び2県6市に連絡
- 原子力規制委員会は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、2県6市等に対して情報提供
- 島根県及び鳥取県は、中国電力(株)及び通報・連絡を受けた事項について、県内市町村（島根県は、岡山県・広島県・山口県にも）連絡



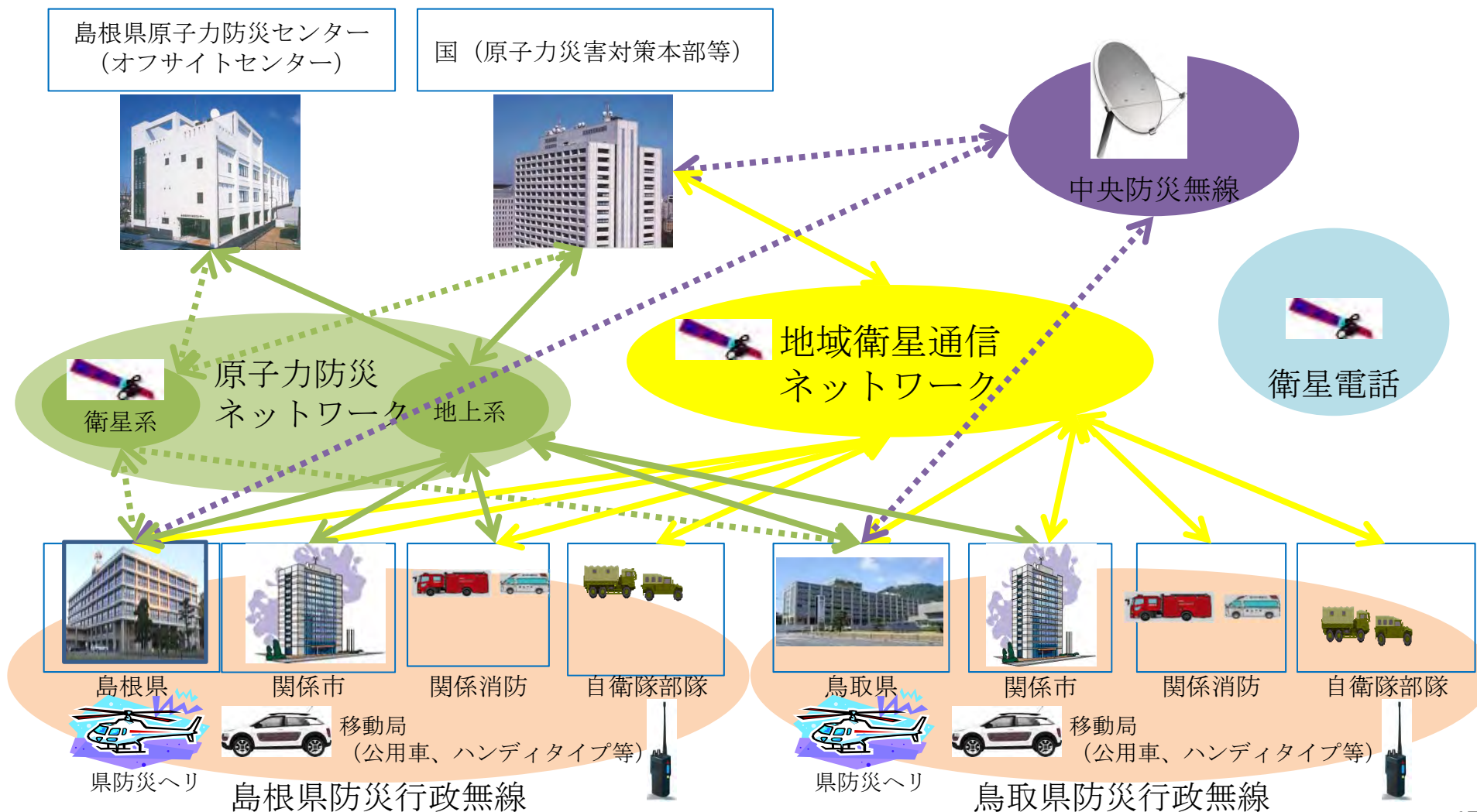
全面緊急事態時以降の連絡体制

- 施設敷地緊急事態同様に連絡、情報提供
- 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出
- 全面緊急事態以降は放射性物質放出後も含めて、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会で情報共有や決定事項を伝達等



情報伝達手段の確保

- ▶ 原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力防災ネットワークで専用回線網を整備しているほか、機動性のある衛星携帯電話など通信手段の多様化を図っている。
- ▶ 通信手段については、耐震化や冗長化等の災害対策を措置済。



4. 原子力災害対策応急体制

<対応のポイント>

国、2県6市及び中国電力㈱は、それぞれの機関において、実情に応じ、あらかじめ非常参集職員の名簿等を含む体制図を作成し、参集基準、参集対象者、連絡経路を明確にしておくなど、職員の非常参集体制を整備している。